

政令第 号

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年一月十五日とする。

理由

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。